

安中市規則第14号

安中市景観条例施行規則を次のように定める。

令和4年3月22日

安中市長

茂木英子

安中市景観条例施行規則

目次

- 第1章 総則（第1条—第2条）
- 第2章 景観法に基づく行為の制限等（第3条—第9条）
- 第3章 景観重要建造物（第10条—第17条）
- 第4章 景観重要樹木（第18条—第26条）
- 第5章 景観協定（第27条—第31条）
- 第6章 地区景観推進協議会（第32条—第34条）
- 第7章 雜則（第35条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、安中市景観条例（令和4年安中市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(工作物)

第2条 条例第2条第1項に規定する規則で定める工作物は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 柵、門、塀、擁壁その他これらに類するもの
- (2) 電波塔、物見塔、装飾塔その他これらに類するもの
- (3) 煙突、排気塔その他これらに類するもの
- (4) 高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの
- (5) 鉄筋コンクリート造の柱、金属製又は木製の柱その他これらに類するもの
- (6) 電気供給又は有線電気通信の用に供する電線路又は空中線系（その支持物を含む。）その他これらに類するもの
- (7) 彫刻、記念碑その他これらに類するもの

- (8) 観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設
- (9) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの
- (10) 自動車車庫の用に供する立体的施設(建築物に該当するものを除く。)、駐輪場その他これらに類するもの
- (11) 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設
- (12) 汚水処理施設、し尿処理施設、ごみ処理施設その他これらに類するもの
- (13) 太陽光発電設備、風力発電施設その他これらに類するもの
- (14) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定するもの

第2章 景観法に基づく行為の制限等

(事前協議)

第3条 条例第13条の規定による事前協議をしようとする者は、当該届出に係る行為に着手する日の60日前までに、その計画内容について、市長と協議を行わなければならない。

- 2 条例第13条の規定による事前協議書の提出は、事前協議書（様式第1号）により行うものとし、当該事前協議書の作成に当たっては、別表の行為の種類の欄に掲げる行為の区分に応じて、それぞれ添付図書の欄に掲げる図書を添付しなければならない。
- 3 前項に規定する事前協議書の提出部数は、正副2部とする。ただし、市長が必要と認めたときは、本書の写しの提出部数を増加し、又はその写しの提出を省略することができる。
- 4 市長は、前項に規定する図書のほか、第1項の事前協議を行う計画内容について参考となるべき事項を記載した図書の添付を求めることができる。

(事前協議確認書の交付)

第4条 条例第13条に規定する協議が完了したときは、事前協議確認書（様式第2号）を交付しなければならない。

(行為の届出)

第5条 景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第16条第1項又は第2項の規定による届出の方法は、法第16条第1項の規定による届出にあっては

景観計画区域における行為届出書（様式第3号）を、法第16条第2項の規定による届出にあっては景観計画区域における行為変更届出書（様式第4号）を市長に提出して行うものとする。

- 2 前項に規定する届出書の提出部数は、正副2部とする。この場合において、別表の行為の種類の欄に掲げる行為の区分に応じて、それぞれ添付図書の欄に掲げる図書を届出書に添付しなければならない。
- 3 市長は、前項に規定する図書のほか、参考となるべき事項を記載した図書の添付を求めることができる。
- 4 前条に規定する事前協議確認書が提出され、事前協議の結果を受けて変更点がない場合は、第2項に規定する添付図書の提出を省略することができる。

（行為の完了等の届出書）

第6条 条例第14条第1項及び第2項の規定による行為の完了又は中止の届出は、景観計画区域内行為完了・中止届出書（様式第5号）により行うものとする。

（行為に係る助言、指導及び勧告）

第7条 条例第15条の規定による助言又は指導は、届出書の受付をした日から30日を経過する日までに行うものとし、指導については景観計画区域内行為指導通知書（様式第6号）により行うものとする。

- 2 市長は、前項の助言又は指導を行う必要がないと認めるときは、同項に規定する期間内において、当該届出をした者に対し、景観計画区域内行為適合通知書（様式第7号）により通知するものとする。
- 3 法第16条第3項の規定による勧告は、勧告書（様式第8号）により行うものとする。

（景観計画区域内における行為の通知）

第8条 法第16条第5項後段の規定による国の機関は又は地方公共団体が行う行為に係る通知は、景観計画区域内行為通知書（様式第9号）によるものとし、当該通知に係る行為に着手する日の60日前までに行うものとする。

- 2 前項に規定する通知書は第5条第2項に規定する図書を添付し、正副2部を提出するものとする。

- 3 市長は、第1項の通知を受けたときは、当該通知をした者に対し、通知書を受理した日から30日を経過する日までに、景観計画区域内行為通知書の受理書（様式第10号）により通知するものとする。
- 4 第1項の通知をした者は、当該通知に係る行為が完了したとき、又は行為を中止したときは、景観計画区域内行為完了・中止報告書（様式第11号）により、速やかにその旨を市長に報告するものとする。

（変更命令）

第9条 法第17条第1項又は第5項の規定による特定届出対象行為に係る命令は、変更命令書（様式第12号）により行うものとする。

第3章 景観重要建造物

（景観重要建造物の指定の提案等）

第10条 法第20条第1項又は第2項及び景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）第7条第1項に規定する景観重要建造物の指定に係る提案書は、景観重要建造物指定提案書（様式第13号）とする。

- 2 法第20条第3項の規定による通知は、景観重要建造物指定提案不採用通知書（様式第14号）により行うものとする。

（指定の同意等）

第11条 条例第19条第1項の同意は、景観重要建造物指定同意書（様式第15号）により得るものとする。

- 2 法第21条第1項の規定による通知は、景観重要建造物指定通知書（様式第16号）により行うものとする。

（景観重要建造物の状況の報告等）

第12条 景観重要建造物の所有者又は管理者は、条例第20条第1項第3号の規定による点検を年1回行わなければならない。ただし、市長が適当と認めたときは、これと異なる周期で点検を行うことができる。

- 2 前項の点検に係る報告は、景観重要建造物状況点検結果報告書（様式第17号）により行うものとする。

（景観重要建造物の現状変更の許可の申請等）

第13条 省令第9条第1項に規定する景観重要建造物の現状変更の許可に係る申請書は、景観重要建造物現状変更許可申請書（様式第18号）とする。

2 省令第9条第1項及び第2項の規定により提出する書類の提出部数は、正副2部とする。

3 法第22条第4項の規定による協議は、景観重要建造物現状変更協議書（様式第19号）に省令第9条第2項各号に掲げる図書を添付し、正副2部を市長に提出することにより行うものとする。

（景観重要建造物の現状変更の許可等）

第14条 市長は、前条第1項の申請書の提出があり、当該景観重要建造物の良好な景観の保全に支障がないと認めたときは、これを許可し、速やかに景観重要建造物現状変更許可通知書（様式第20号）により当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前条第1項の申請書の提出があり、当該景観重要建造物の良好な景観の保全に支障があると認めたときは、これを不許可とし、その旨を景観重要建造物現状変更不許可通知書（様式第21号）により申請者へ通知するものとする。

3 第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る行為が完了したとき、又は行為を中止したときは、景観重要建造物現状変更完了・中止報告書（様式第22号）により、速やかにその旨を市長に報告するものとする。

（景観重要建造物の原状回復命令等）

第15条 法第23条第1項の規定による景観重要建造物の原状回復等に係る命令は、景観重要建造物原状回復等命令書（様式第23号）により行うものとする。

（景観重要建造物の管理に関する命令又は勧告）

第16条 法第26条の規定による命令は景観重要建造物管理改善命令書（様式第24号）により、同条の規定による勧告は景観重要建造物管理改善勧告書（様式第25号）により行うものとする。

（景観重要建造物の指定の解除）

第17条 法第27条第1項又は第2項の規定により景観重要建造物の指定の解除を行うときは、景観重要建造物指定解除通知書（様式第26号）により行うものとする。

第4章 景観重要樹木

（景観重要樹木の指定の提案等）

第18条 省令第12条第1項の規定による景観重要樹木の指定に係る提案書は、景観重要樹木指定提案書（様式第27号）とする。

2 法第29条第3項の規定による通知は、景観重要樹木指定提案不採用通知書（様式第28号）により行うものとする。

（指定の同意等）

第19条 条例第21条第1項の同意は、景観重要樹木指定同意書（様式第29号）により得るものとする。

2 法第30条第1項の規定による通知は、景観重要樹木指定通知書（様式第30号）により行うものとする。

（景観重要樹木の状況の報告等）

第20条 条例第22条第1項第3号の規定による報告は、景観重要樹木状況点検結果報告書（様式第31号）により行うものとする。

2 景観重要樹木の所有者又は管理者は、条例第22条第1項第3号の規定による点検を年1回行わなければならない。ただし、市長が適當と認めたときは、これと異なる周期で点検を行うことができる。

（景観重要樹木の現状変更の許可の申請等）

第21条 省令第14条第1項に規定する景観重要樹木の現状変更の許可に係る申請書は、景観重要樹木現状変更許可申請書（様式第32号）とする。

2 省令第14条第1項及び第2項の規定により提出する書類の提出部数は、正副2部とする。

3 法第31条第2項において準用する法第22条第4項の規定による協議は、景観重要樹木現状変更協議書（様式第33号）に省令第14条第2項各号に掲げる図書を添付し、正副2部を市長に提出することにより行うものとする。

（景観重要樹木の現状変更の許可等）

第22条 市長は、前条第1項の申請書の提出があり、当該景観重要樹木の良好な景観の保全に支障がないと認めたときは、これを許可し、速やかに景観重要樹木現状変更許可通知書（様式第34号）により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

2 市長は、前条第1項の申請書の提出があり、当該景観重要樹木の良好な景観の保全に支障があると認めたときは、これを不許可とし、その旨を景観重要樹木現状変更不許可通知書（様式第35号）により当該申請書を提出した者へ通知するものとする。

3 第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る行為が完了したとき、又は行為を中止したときは、景観重要樹木現状変更完了・中止報告書（様式第36号）により、速やかにその旨を市長に報告するものとする。

（景観重要樹木の原状回復命令等）

第23条 法第32条第1項の規定において準用する同法第23条第1項の規定による景観重要樹木の原状回復等に係る命令は、景観重要樹木原状回復等命令書（様式第37号）により行うものとする。

（景観重要樹木の管理に関する命令又は勧告）

第24条 法第34条の規定による命令は景観重要樹木管理改善命令書（様式第38号）により、同条の規定による勧告は景観重要樹木管理改善勧告書（様式第39号）により行うものとする。

（景観重要樹木の指定の解除）

第25条 法第35条第1項及び第2項の規定により景観重要樹木の指定の解除を行うときは、景観重要樹木指定解除通知書（様式第40号）により行うものとする。

（所有者の変更に係る届出）

第26条 法第43条の規定による景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者の変更に係る届出は、所有者変更届（様式第41号）により行うものとする。

第5章 景観協定

（認可申請）

第27条 法第81条第4項又は法第90条第1項の規定により景観協定の認可を受けるとする者は、景観協定認可申請書（様式第42号）に、次に掲げる図書を添付して申請するものとする。

- (1) 景観協定書
- (2) 景観協定を締結した理由書
- (3) 景観協定区域を表示する図面
- (4) 法第81条第1項の土地所有者等の同意を証する書類

(5) その他市長が必要と認める書類

(認可)

第28条 市長は、景観協定を認可したときはその旨を、認可しないときはその旨及びその理由を、景観協定認可・不認可決定通知書（様式第43号）により遅滞なく当該通知書に係る申請をした者に通知するものとする。

(変更の認可)

第29条 法第84条第1項の規定により景観協定の変更の認可を受けようとする者は、景観協定変更認可申請書（様式第44号）及び次に掲げる図書により市長に申請するものとする。

- (1) 変更後の景観協定書
- (2) 景観協定を変更した理由書
- (3) 変更後の景観協定区域を表示する図面
- (4) 法第81条第1項の土地所有者等の同意を証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による変更について認可したときはその旨を、認可しないときはその旨及びその理由を、景観協定変更認可・不認可決定通知書（様式第45号）により遅滞なく当該通知書に係る申請をした者に通知しなければならない。

(廃止の認可)

第30条 法第88条第1項の規定により景観協定の廃止の認可を受けようとする者は、景観協定廃止認可申請書（様式第46号）及び次に掲げる図書により市長に申請するものとする。

- (1) 景観協定を廃止する理由書
- (2) 法第81条第1項の土地所有者等の過半数の同意を証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(取消通知)

第31条 市長は、法88条第1項の規定により景観協定を廃止するときは、景観協定廃止認可決定通知書（様式第47号）により景観協定の認可を受けた者に通知するものとする。

(地区景観推進協議会の申請)

第32条 条例第24条第1項に規定する地区景観推進協議会の認定を受けようとする団体は、地区景観推進協議会認定申請書（様式第48号）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに可否を決定し、地区景観推進協議会認定・非認定通知書（様式第49号）により当該申請をした者に通知するものとする。

(地区景観推進協議会の認定の要件)

第33条 条例第24条第1項に規定する認定の要件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 団体の活動内容が、当該団体の活動区域の良好な景観の形成を図るために特に有効であると認められるものであること。

(2) 団体の活動が、営利を目的とするものでないこと。

(3) 団体の構成員が、当該団体の活動区域に存する建築物、工作物及び屋外広告物並びに土地の所有者等の多数により組織されたものであること。

(4) 団体の規約において次に掲げる事項が定められていること。

ア 設立目的

イ 名称

ウ 活動の内容及び活動区域

エ 構成員に関する事項

オ 役員の定数、任期、職務の分担及び選任方法に関する事項

カ 会議に関する事項

キ 会計に関する事項

(5) 法令等に違反する活動をしていないこと。

(6) 公の秩序又は善良の風俗を害する活動をしていないこと。

(7) 宗教的活動又は政治的活動をしていないこと。

(認定の取消し)

第34条 市長は、条例第24条第2項の規定により地区景観推進協議会の認定を取り消したときは、遅滞なく地区景観推進協議会認定取消通知書（様式第50号）により当該協議会の代表者に通知するものとする。

第7章 雜則

（その他）

第35条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。